

宮代町国民健康保険税率等の見直しについて（宮代町国民健康保険運営協議会答申を踏まえて）

1. 宮代町国民健康保険税率等の見直しの必要性

国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の大幅な減少に加え、医療の高度化や加入者の高齢化により一人当たりの医療費が増加しています。一方で、被保険者においては所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、持続可能で安定的な制度運営を維持することが課題となっています。

このような中、国保の財政基盤の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、国の方針に基づき、平成 30 年度に県と市町村の共同運営による国保制度の都道府県化が始まり、令和 9 年度からの準統一（市町村ごとの標準保険税率の適用）に向けて、令和 8 年度まで

の赤字解消が求められています。

町では赤字解消に取り組むため、平成 30 年度に定期的な国保税率の見直しの方針を定めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和 3 年度の国保税率の見直しを延期し、令和 4 年度の国保税率を据え置きました。令和 5 年度については国保税率を見直しましたが、精算後の会計収支はマイナス 4,900 万円であり、引き続き、国保税等の見直しが必要であることから、加入者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、令和 8 年度までに段階的な赤字解消をすすめていく必要があります。

2. 現行税率と新税率・令和 6 年度標準保険税率との比較

区分		①現行税率	②新税率(案)	①と②比較	③標準保険税率	②と③比較
医療分	所得割	6.98%	7.38%	0.40 ポイント	7.64%	△0.26 ポイント
	均等割	32,000 円	40,000 円	8,000 円	45,313 円	△5,313 円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.09%	2.54%	0.45 ポイント	2.84%	△0.3 ポイント
	均等割	11,400 円	14,400 円	3,000 円	16,402 円	△2,002 円
介護 納付金分	所得割	2.10%	2.24%	0.14 ポイント	2.33%	△0.09 ポイント
	均等割	14,600 円	15,700 円	1,100 円	16,505 円	△805 円

3. 世帯・所得別影響額（モデルケース）

		40～64 歳 一人世帯	40 歳代夫婦、 未就学児 2 人	65～74 歳夫婦
課税所得 0 円	現行税率	17,300 円	47,700 円	26,000 円
	新税率	21,000 円	58,300 円	32,600 円
	比較：年額(月額)	3,700 円(308 円)	10,600 円(833 円)	6,600 円(550 円)
	※一人当たり	-	2,650 円(220 円)	3,300 円(275 円)
	均等割軽減	7 割軽減	7 割軽減	7 割軽減
課税所得 100 万円	現行税率	121,500 円	143,200 円	95,000 円
	新税率	139,200 円	166,400 円	110,800 円
	比較：年額(月額)	17,700 円(1,475 円)	23,200 円(1,933 円)	15,800 円(1,316 円)
	※一人当たり	-	5,800 円(483 円)	7,900 円(658 円)
	均等割軽減	なし	5 割軽減	5 割軽減
課税所得 200 万円	現行税率	233,200 円	302,700 円	229,100 円
	新税率	260,800 円	346,400 円	264,400 円
	比較：年額(月額)	27,600 円(2,300 円)	43,700 円(3,641 円)	35,300 円(2,941 円)
	※一人当たり	-	10,925 円(910 円)	17,650 円(1,470 円)
	均等割軽減	なし	2 割軽減	なし

※所得階級別世帯構成(累積) 102 万円以下 47.2%、152 万円以下 60.8%、206.5 万円以下 70.7%

※均等割軽減世帯 2,279 世帯(全体の約 50%)

4. 調定額単純比較

令和 6 年度本算定における課税所得、被保険者数を基準に新税率に置換えた比較

	現行税率	新税率	比較
調定額	599,366,000 円	648,089,000 円	48,723,000 円
一人当たりの調定額	94,821 円	102,530 円	7,709 円

⇒令和 7 年度における加入世帯数、課税所得、収納率を踏まえると、今回の見直しで赤字をすべて解消することはできません。

5. 県内の見直し状況

(1) 見直し予定の自治体の有無 有：51 無：9 未定：3 ※令和 6 年 9 月調査時点

(2) 見直し後の所得割の率、均等割の額が、町と同程度、若しくは町を超える自治体数

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
	合計(同程度、宮代町超え)	合計(同程度、宮代町超え)	合計(同程度、宮代町超え)
所得割	16(8、8)	20(7、13)	18(7、11)
均等割	7(5、2)	20(8、12)	19(11、8)

※同程度とは、所得割で 0.3 ポイント、均等割で 3,000 円以内の差

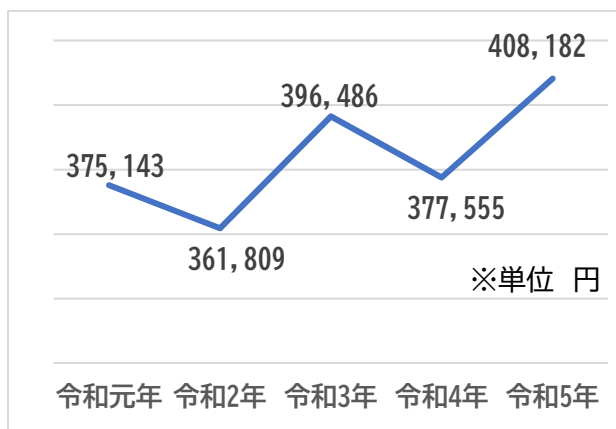
6. 国民健康保険税の賦課限度額の改定

- ・医療分 65 万円 (±0 円)
- ・後期高齢者支援金分 24 万円 (+2 万円)
- ・介護納付金分 17 万円 (±0 円)

⇒賦課限度額については、中間所得層の被保険者に配慮したものであることから、これまでのように 1 年遅れでなく、政令（地方税法施行令）と同日から適用します。

7. 医療費の伸びについて

(1) 一人当たり療養諸費費用額（総医療費）



(2) 今年度の保険給付費の状況

療養給付事業の上半期の実績が前年度 955,317 千円から 79,502 千円増えて 1,034,819 千円に増額（増加率 8.3%）。高額療養費支給事業の上半期の実績が 137,244 千円から、31,599 千円増えて 168,843 千円に増額（増加率 23%）。

被保険者が減少傾向にも関わらず、昨年の実績を大幅に上回っており、下半期も同様の伸びを想定すると、予算が不足することから、約 2 億円の補正予算を予定しています。

8. 宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

出産費資金の貸付は、出産費用を医療機関で支払うことが困難な方に対して、出産育児一時金の 10 分の 8 を限度に貸付けを行う制度です。

現状としては、被保険者が出産育児一時金額を超える部分のみ医療機関に支払えば済む「直接支払制度」や「受取代理制度」を利用する方しかいないことから、同条例を廃止し、同時に、基金を赤字解消のための財源とします。